



光地消監第3号
令和3年5月20日

光地区消防組合
管理者 市川 熙 様

光地区消防組合

監査委員 松本利幸
同 東 浩二



令和2年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を執行したので、その結果について同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該定期監査の結果に関する改善等の措置を講じたときは、その旨を令和3年6月30日（水）までに通知されるようお願いします。



令和2年度

定期監査報告書

光地区消防組合監査委員

定期監査の結果報告

1 監査の時期 令和2年12月21日から令和3年4月20日まで

2 監査の対象

光地区消防組合

3 監査の目的

補助金等の交付に当たって、地方自治法に定める「公益上の必要性」に照らし、「交付の目的」が公益に資するものとなっているか、対象経費や算出根拠などの「補助の基準」が明確に示されているか、また、交付に至る一連の事務処理等が適正になされているかなど、補助金交付の実態を把握し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として実施した。

4 監査の観点

(1) 交付の目的、補助の基準等について

- ア 法令等（条例・規則・要綱等）の根拠があるか
- ・交付の目的が明示され、公益上の必要性が十分に整理されているか
- ・補助の基準（対象範囲、事業期間、算出根拠等）が明示されているか

(2) 交付に係る事務処理、交付決定書（指令書）について

- ・申請に際し必要書類が添付されているか
- ・交付決定書（指令書）に必要な条件等が記載されているか
- ・支払の時期や方法が適切か

(3) 事業終了後の事務処理について

- ・実績報告書及び必要書類が速やかに提出されているか
- ・事業内容、収支状況、補助金等の使途について確認・検証がされているか

5 監査の方法

行政事務の執行が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて監査した。なお、監査に当たっては、あらかじめ監査委員が抽出した事業について所管課から監査資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から状況を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正な事務処理がなされていると認められたが、次の事項については改善をされるよう要望する。

(1) 文書保存期間について

監査対象となった、光地区防災協会補助金、光地区防火委員会補助金及び消防まつり交付金の交付決定に係る起案の保存期間を、いずれも1年としているが、文書取扱規程第29条によれば5年であることから、規程に基づく適正な文書整理を行うよう改善されたい。